



(一社)名北労働基準協会 労働保険部 次長 東川 勝

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話の主は、いつも協会の役員会議に出て頂いている大手製造会社の安全担当部長さんでした。内容は次の通りです。

「女性の事務職員がずっといすに座ってパソコンの入力業務をしていたら、腰が痛くなってきたので病院に行きたいと言っているが、労災扱いきるか」という問い合わせ

「腰痛の労災認定について」への対応

せであった。そこで、部長さんに、まずその職員の既往歴をお尋ねした。するとその職員については、ヘルニアであることがわかった。「ヘルニアであるこの職員については、以前から腰痛持ちで、たまたま仕事中に腰が痛くなったもので、労災扱いは難しいのではないかと部長にお話しをした。そして改めて、腰痛の労災の認定基準について、次のようにお話しをさせていたのだ。

「一般的に労災認定を受けるためには、業務とケガ・病気との間に因果関係が認められる必要があるわけですが、腰痛の場合、本当に業務が原因なのかどうか特定するのは、かなり難しいです。腰痛の発症は業務上の

原因以外にも、加齢による骨の変化や運動不足からくるもの、日常的な動作によって発症するもの、持病の腰痛が業務と関係なく発症したものなど、さまざまな原因が考えられます。まずは、労働者の方に、腰痛になった原因を詳しく確認をしていただいて、業務が原因であるという状況が確認できないと労災認定は難しいです。

◎災害性の腰痛の要件
(1)腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、仕事中の突発的な出来事によって

いと思われず。一度、労働基準監督署にご相談をされたほうがいいと思います」とお話しをさせました。腰痛の認定については次の通りとなります。

厚生労働省「腰痛の労災認定」パンフレットより (表)

腰痛の種類	業務従事期間	従事する業務の内容
筋肉等の疲労を原因とした腰痛	右記のような業務に、比較的短期間(約3カ月以上)従事したことによる筋肉等の疲労を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象	約20kg以上の重量物または重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務
		毎日数時間程度、腰にとつきわめて不自然な姿勢を保持して行う業務
		長時間立ち上がることができず、同一の姿勢を持続して行う業務
		腰に著しく大きな振動を受ける作業を継続して行う業務
骨の変化を原因とした腰痛	右記のような業務に、相当長期間(約10年以上)継続して従事したことによる骨の変化を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象	約30kg以上の重量物を、労働時間の3分の1程度以上に及んで取り扱う業務
		約20kg以上の重量物を、労働時間の半分程度以上に及んで取り扱う業務

※個々の事例についての具体的な労災認定の適否は最寄りの都道府県労働局、もしくは労働基準監督署に問い合わせてください。

生じたと明らかに認められること
(2)腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたことと医学的に認められること

一方、「災害性の原因によらない腰痛」とは重量物などを扱う日々の業務による腰への負荷が徐々に作用して発症した腰痛。この腰痛については表の通り、2種類に分かれ、それぞれに一定期間の業務従事があれば労災補償の対象となります。

当協会では平成26年1月24日、名古屋栄ビルディングにおいて「労災保険実務セミナー」を開催します。労災担当者のみならず是非ご参加ください。
お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付
(☎052-961-1666)まで。